

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年9月28日

【会社名】 シード平和株式会社（旧会社名 株式会社シード）

【英訳名】 SEEDHEIWA CO., LTD.（旧英訳名 SEED CO., LTD.）  
（注）平成26年6月26日開催の第21回定時株主総会の決議により、平成26年7月1日をもって当社商号を「株式会社シード（英訳名 SEED CO., LTD.）」から「シード平和株式会社（英訳名SEEDHEIWA CO., LTD.）」へ変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小池 信三

【本店の所在の場所】 京都市山科区榎辻中在家町8番地1  
（同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号 SORA新大阪21 9階

【電話番号】 06-4866-5388(代)

【事務連絡者氏名】 取締役管理技術本部長 谷口 茂雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

当社は、平成27年9月18日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年9月18日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

取締役の員数の変更、責任限定契約締結範囲の変更、附則の削除、その他一部表現の修正および条文の追加に伴う条数の変更。

#### 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として小池信三氏、谷口茂雄氏、磯部善男氏、青山志行氏、丸田修巳氏、吉川和男氏、岡橋成泰氏、田中一也氏、吉野誠治氏を選任する。

#### 第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として優成監査法人を選任する。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成数(個) | 反対数(個) | 棄権数(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------|--------|--------|--------|------|----------------|
| 第1号議案 | 10,720 | 35     | 0      | (注)1 | 可決 99.25%      |
| 第2号議案 |        |        |        |      |                |
| 小池 信三 | 10,723 | 32     | 0      | (注)2 | 可決 99.28%      |
| 谷口 茂雄 | 10,723 | 32     | 0      |      |                |
| 磯部 善男 | 10,723 | 32     | 0      |      |                |
| 青山 志行 | 10,723 | 32     | 0      |      |                |
| 丸田 修巳 | 10,723 | 32     | 0      |      |                |
| 吉川 和男 | 10,723 | 32     | 0      |      |                |
| 岡橋 成泰 | 10,723 | 32     | 0      |      |                |
| 田中 一也 | 10,723 | 32     | 0      |      |                |
| 吉野 誠治 | 10,723 | 32     | 0      |      |                |
| 第3号議案 | 10,724 | 31     | 0      | (注)2 | 可決 99.29%      |

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

委任状の提出による代理行使分の確認により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。